

福岡労働局第10次粉じん障害防止総合対策

福岡労働局

1 目的

厚生労働省が策定した、「第10次粉じん障害防止総合対策」（以下「本省第10次対策」という。）のほか、福岡労働局管内におけるじん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、福岡労働局第10次粉じん障害防止総合対策（以下「福岡第10次対策」という。）を策定し、当局における対策の重点事項及び実施事項を定め、粉じん障害の根絶を図ることを目的とする。

2 福岡第10次対策の推進期間

本省第10次対策に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

3 福岡第10次対策の重点事項

これまでの当局の推進状況を踏まえ、本省第10次対策において定める事項に加え、福岡第10次対策において独自の事項を設定する。

(1) 本省第10次対策において定める事項

- ア 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- イ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ウ じん肺健康診断の着実な実施
- エ 離職後の健康管理の推進

(2) 福岡第10次対策において独自に定める事項

- ア アーク溶接作業及び岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策
- イ 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ウ 耐火物窯等築造・解体等作業に係る粉じん障害防止対策

4 福岡労働局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 監督指導、個別指導、集団指導等の実施

本省第10次対策の第4の1の(2)のとおりとする。

(2) 計画の届出の徹底及び適正な審査

本省第10次対策の第4の1の(3)のとおりとする。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具については、粉じん則等において労働者に着用させることが義務付けられている作業以外においても活用されるよう、上記(1)及び(2)の際にその採用を勧奨する。また、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格に適合したものを使用するように要請する。なお、ずい道等建設工事においては、掘

削の作業等に係る作業主任者の呼吸用保護具の適切な選択及び使用状況の監視などの職務について、必要な指導を行う。

(4) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

労働災害防止団体の福岡県支部・分会や関係事業者団体等（以下「事業者団体等」という。）を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」の周知徹底、法定事項の履行確保、健康管理手帳制度の周知を行う。

また、構成事業場においても、関係請負人（一人親方等を含む。）に対して、法定事項の内容を周知することを要請する。

なお、事業者団体等に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき事業者が自主的に必要な改善を行うことを要請する。

さらに、事業者団体等と連携し、粉じん障害防止に係る説明を行う。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策の重要性について、関係者が理解を深め、自主的に作業管理を行っていくことが重要である。

このため、引き続き、全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、事業者団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検及びたい積粉じん除去のための清掃等の定期的な実施を図るため、関係事業者に対し、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(5) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、福岡産業保健総合支援センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用について指導、勧奨する。

また、必要に応じ、粉じん対策指導委員等による技術的援助を行う。

(6) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策については、工事発注者が、法定事項やずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの内容を把握の上、経費の適正な計上等の措置を講ずることが重要である。

このため、発注者に対し、建設工事関係者連絡会議等を通じて、経費の確保について要請するとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても併せて周知を行う。